

UAE の輸出管理規制と運用実態

2014年10月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテイン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004

E-mail：mero@clydeco.ae

كلبيدكو
CLYDE&CO

UAE 商業活動の著しい成長とともに、輸出入量が大幅に増加したことにより、輸出入品を取り締まる枠組みの制定が必要となりました。UAE における輸出入品の規制を定める法律について以下に紹介します。

2007 年法

輸出入品の取り締まりを目的として発布された最初の法律は、輸出入規制の対象となる商品に関する 2007 年連邦法第 13 号（2007 年法）です。同法は、2007 年 8 月 19 日に発布、2007 年 8 月 30 日の官報により発効され、2008 年に改正されています。

2007 年法は、主要 3 章を含む 4 章で構成されています。第 1 章は、公衆衛生、治安、環境、自然、天然資源を損なう、あるいは脅かす危険性を含む物品、あるいは UAE の対外政策に基づく理由から特定の商品の輸出入、再輸出、輸送、経路の禁止および制限について定めています。また第 1 章は、対象商品の輸出入・再輸出を取り締まる国家物品委員会 (NCC) を設置し、同法の順守徹底を目指し、関連連邦機関との協力、連携を図る役割を与えています。

第 1 章の規制対象商品の輸出入許可を求める申請があった場合、2007 年法に従い、関連連邦機関が申請日から 15 営業日以内に、可否判断を下します。つまり、関連連邦機関の許可を得れば、それら物品の輸出入が可能となります。

2007 年法第 2 章は、戦略物資とその技術の輸出入・再輸出、および同技術の仲介、転用契約の禁止について定めています。戦略物資とは、軍事、戦争を目的に使用される物資を指し、該当物資の詳細な一覧が同法に掲載されています。しかし、これら戦略物資も、戦略物資委員会の許可を得れば、輸出入が可能です。

最終章は、2007 年法の違反に対する罰則について定めています。罰則は、最長 1 年の禁固刑および／または最高 100 万 UAE ディルハムの罰金などさまざまです。

2009 年勅令

2009 年、閣僚評議会は連邦勅令第 299/3 号を発し、輸出入監視対象物品を取り締まる委員会の発足を承認しました（2009 年勅令）。この勅令は内部向けに発せられたものであるため、詳細は公表されていませんが、調査の結果、以下の情報を得ることに成功しました。

同委員会は、外務省が指揮を取り、内務省、経済省、連邦関税局、UAE 国防軍の上級職員で構成され、「地域における大量破壊兵器の取引、通過、使用の完全撤廃」を目標に掲げ、「大量破壊兵器の普及拡大を防ぐため、さまざまな国際機関、地方団体と協力体制を築く」とともに、「UAE が大量破壊兵器の普及に加担しないことを確実にする」使命を担っています。

同委員会は 2009 年 5 月 11 日に第 1 回会議を行い、2007 年法の効果的な実施を目的に月例会議を行うことを決定しました。

2009 年勅令は、同委員会にライセンス付与の権限を与えると同時に、以下の責任も与えています。

- (a) 戦略および計画
- (b) 協力および連携
- (c) (対象) 商品の輸出入のための手続き、規則、費用の提案
- (d) 2007 年法を効果的に施行するための執行規則の発案

従って、同委員会は、許可付与の権限とともに、UAE の戦略物資の取引を取り締まる中央監督機関としての役割も担っています。

同委員会の事務局は、法務部と、サービス・サポート、通信・追跡、調査・検証、検閲・免除の 4 部局で構成されています。

ほかの法律

上記の法律や勅令以外にも、物品の輸出入を直接取り締まる法律ではないものの、特定商品の取引について制限を設けている法律があります。

2006 年連邦法第 40 号は、化学兵器の開発、製造、貯蔵、使用の禁止について定める法律で、2006 年 10 月 31 日に発布、2006 年 11 月 14 日、UAE 官報により発効されました(2006 年法)。

2006 年法により、化学物資・兵器の使用を取り締まる国家委員会が発足されました。同委員会は、化学兵器の製造、開発、生産、貯蔵、使用の禁止を徹底することを目的とし、管理・監督の役割を担っています。同委員会は、化学兵器の開発、生産、貯蔵および使用

の禁止、ならびに廃棄、に関する条約の対象となる化学物質の輸出入を管理する権限が与えられています。UAE は 2004 年連邦勅令 104 号をもって同条約を締結しました。

さらに 2006 年法は、個人または法人が、同委員会の事前許可または連邦当局の認可を得ず、有毒化学薬品を輸入あるいは輸出することを禁じています。2006 年法において、有毒化学薬品とは、生物に対する化学作用により、人間、動物、環境に一時的、または永久的な危害を与える、あるいは死亡させる可能性のあるすべての化学薬品と定義されています。

この規則に違反し、委員会の事前許可、連邦当局の認可を得ず、有毒化学薬品を輸入または輸出した者には、禁固刑、および／または 10 万 UAE ディルハム～ 50 万 UAE ディルハムまでの罰金が科されます。

また、原子力の平和的利用に関する 2009 年連邦法第 6 号（2009 年法）は、核燃料の使用許可、取り扱い、利用、取り締まりについて定め、連邦原子力規制庁（規制庁）を設立しました。同法は、2009 年 9 月 10 日に発布され、2009 年 9 月 23 日の UAE 官報により発効されました。

2009 年法により、規制庁には、2007 年法の承認規則に基づき、該当物資の UAE への輸入あるいは UAE からの輸出を取り締まる権限が与えられています。規制対象物資は、同法で次のように定義されています。：

(1) すべての放射性物質、特殊資材および機材、放射性廃棄物、使用済み核燃料、原子力規制庁（FANR）が、有形無形にかかわらず、原子力産業と関連があると判断する、または関連が見込まれると判断するすべての物資、製品、サービス、資源、および今後施行される規則において規制対象とされるすべての物質、製品、サービス、資源。

(2) 規制庁（FANR）が直接的な取り締まりを必要とする物質と分類するすべての放射性物質あるいは電離放射性物質。

2009 年法違反に対する罰則は、最長 1 年の禁固刑、および／または最高 5 千万 UAE ディルハムの罰金などさまざまです。

アドバイス

上記の法律はいずれも、それぞれの法律の対象とされる物品の輸出入に関し、(UAE に所在する外国企業も含め) すべての企業に適用されるため、それら物品に対する制限を十分に理解する必要があります。上述のとおり、違反者には、禁固刑および／または罰金などさまざまな厳しい罰則が科されます。

Key contacts

Takamasa Makita, Legal Director
takamasa.makita@clydeco.com

Shurooq Zainal, Senior Associate
Shurooq.zainal@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see www.albosailylawoffice.com for licence detail.